

申請団体各位

富士宮市社会福祉協議会
会長 清 功

令和3年度 富士宮市社会福祉協議会「共同募金助成事業」について

令和3年度共同募金助成事業について、下記事項並びに別紙「赤い羽根共同募金助成事業＜公募＞募集要項」をご確認のうえ、申請書に必要書類を添付して、富士宮市社会福祉協議会までご提出ください。

申請された事業内容に対する助成額については、富士宮市共同募金配分委員会にて審査し決定いたします。内容や金額が共同募金の趣旨と違う場合は、助成を見合わせたりする場合がありますのでご了承ください。

なお、この共同募金助成金を受けた場合は、助成を受けた後、1年間、その事業に必要な資金を得るために寄付金を募集できません。(社会福祉法第二百二十二条)

記

- ※ 団体運営費への助成は行いません。
- ※ 限られた財源からの助成ですので、市内の多くの団体により、同様の事業が広く行なわれているものについては、自主財源での実施をお願いいたします。
- ※ 希望額を助成できない場合や、事業の見直しをお願いする場合があります。
- ※ 助成決定後、助成事業確認のため訪問をさせていただく場合があります。
- ※ その他詳細については、「赤い羽根共同募金助成金＜公募＞募集要項」をご確認ください。
- ※ 助成が決定した場合は、その助成事業が「赤い羽根共同募金」の助成を受けて実施したこと、実施内容、成果等について、広く市民に公表し、機関紙やホームページ等で周知してください。